

## 第 20 回

# 大阪市都市景観委員会

## 速 記 録

日	時	平成 17 年 12 月 15 日 (木)
		午後 2 時～午後 4 時
場	所	大阪キャッスルホテル
		6 階 白鳥の間

大阪市都市景観委員会（第20回）

1. 開催日時 平成17年12月15日（木）午後2時～午後4時

2. 開催日時 大阪キャッスルホテル 6階 白鳥の間

3. 出席者

(1) 委員（敬称略）

委員長	三	輪	雅	久
委員	岩	井	珠	惠
	小	林	正	美
	田	端		修
	中	原	茂	樹
	鳴	海	邦	碩
	増	田		昇
専門委員	嘉	名	光	市
	小	浦	久	子
	澤	木	昌	典

(2) 市側

	中	村	ゆとりとみどり振興局緑化推進部緑化課長
	寺	尾	建設局土木部企画担当課長
	平	尾	建設局管理部路政課長
	堀	尾	港湾局臨海地域活性化室開発調整担当課長代理
	山	野	交通局建設部建築課長
【計画調整局】	川	田	計画部都市計画課長
事務局（計画調整局）	井	上	開発企画部地域計画担当部長
	坊	農	開発企画部都市デザイン課長
	阿	部	開発企画部都市デザイン課長代理
	上	田	開発企画部都市デザイン課担当係長
	林		開発企画部都市デザイン課担当係長
	野	副	開発企画部都市デザイン課担当係長
	山	本	開発企画部都市デザイン課

#### 4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

1) 経過報告

①委員会提言の一部追加について

②大阪市景観計画の策定と大阪市都市景観条例の改正方針に関する意見募集の結果について

2) 審議事項

①景観施策体系の見直しについて

②その他の関連事項について

3) ①地域別景観特性調査の実施について

②市政モニターアンケートの結果について

3 閉 会

#### 〔配付資料〕

- ・資 料
- 1 はじめに
- 2 パブリックコメントで提出された意見の概要について
- 3 大阪市の景観施策の位置づけ（案）
- 4 景観法及び改正後の大阪市都市景観条例等に基づく施策構成（案）
- 5 今後の進め方について（景観計画の充実・詳細化に関する手順のイメージ）（案）
- 6 今後の進め方について（景観計画の区域・地区に関する詳細化のイメージ）（案）
- 7 地域別景観特性調査について
- 8 市政モニターアンケートの結果について

#### 〔参考資料〕

- 1 パブリックコメント冊子（大阪市景観計画の策定と大阪市都市景観条例の改正に関する意見募集について）
- 2 平成17年度第3回市政モニター報告書

## 5. 議事の概要

### ○事務局（坊農課長）

それでは、ただいまより第20回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます大阪市計画調整局開発企画部都市デザイン課長の坊農でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報道機関の方に申し上げます。審議中、写真撮影、録音、録画等はできませんので、撮影等される場合はただいまの間をお願いいたします。

また、携帯電話等は電源を切るかマナーモードの設定をしていただきまして、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

本日の都市景観委員会には、委員13名のうち7名のご出席をいただいております。なお、荏原委員、神野委員、孔委員、藤本委員、槇村委員及び渡邊委員におかれましては所用のためご欠席と連絡をいただいております。

また、景観法活用検討部会より3名の専門委員の方々にご出席をいただいております。1名の先生、ちよっときょうおくれてご到着というふうにご連絡をいただいております。

それでは、本委員会の開催に当たりまして、井上地域計画担当部長より一言ごあいさつ申し上げます。

### ○事務局（井上部長）

地域計画担当部長の井上です。よろしくお願いいたします。

第20回都市景観委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、年末の何かとお忙しい中にもかかわらずご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

9月30日の委員会におきまして、景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方についての提言のとりまとめをいただきまして、その提言を踏まえまして、市では市域全域を対象とした大阪市景観計画素案と大阪市都市景観条例改正方針（案）をとりまとめまして、11月1日から1カ月間、市民の皆様からの意見を募集するためパブリックコメントを行いました。このパブリックコメントで提出されたご意見の概要につきましては、後ほど報告させていただきます。

また、大阪市の都市景観の形成の重要性につきましては、本年8月に実施しました市政モニターアンケートにおきまして、実は53%の人々が10年前に比べて景観はよくなったというような評価をいただいております。大阪市の景観に対し、市民の方々に一定の

評価を得たと考えております。また、9割強の人がまちづくりを進める上で魅力ある都市景観の形成の重要性を感じておられます。市民の方々の景観への関心が高いことがうかがえます。

今後の予定としましては、委員会のご意見や市民の方々のご意見を踏まえまして、17年度中を目標に景観計画の策定と景観条例の改正を進めてまいります。

どうか本日もよろしくご審議のほどお願いいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

○事務局（坊農課長）

それでは、議事に入ります前に、配付資料のご確認をお願いいたしたいと存じます。

まず、第20回大阪市都市景観委員会議事次第でございます。続きまして、右肩に資料1と書いてありますが、「景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について」（提言）。それから、資料2として、パブリックコメントで提出された意見の概要について。資料3として、大阪市の景観施策の位置づけ（案）。それから資料4、これはA3の横長でございますが、景観法及び改正後の大阪市都市景観条例等に基づく施策構成（案）でございます。それから、資料5といたしまして、今後の進め方について（景観計画の充実・詳細化に関する手順のイメージ）（案）でございます。それから、資料6といたしまして、今後の進め方について（景観計画の区域・地区に関する詳細化のイメージ）（案）でございます。続きまして、資料7としまして、地域別景観特性調査について。それから、資料8といたしまして、市政モニターアンケートの結果についてという資料をお手元の方に置かせていただいております。なお、参考資料1といたしまして、大阪市景観計画の策定と大阪市都市景観条例の改正に関する意見募集についてというパブリックコメントをした際の冊子。それと、参考資料2といたしまして、17年度の第3回市政モニター報告書「大阪市の都市景観と水の都大阪の再生について」というものをお手元の方に配付をさせていただきます。お手元の資料で不足がございましたら、事務局の方にお申しつけくださいませ。

それでは、これ以降におきまして、先ほど申し上げましたが写真撮影等についてはできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと存じます。

本日は、景観施策体系の見直し等についてご意見をいただきたいと思います。

それでは、これからの議事進行につきましては、三輪委員長にお願いいたしたいと存

じます。よろしくお願ひいたします。

○三輪委員長

それでは、早速本日の議事に入らせていただきますが、まず、本日の会議、都市景観委員会運営要項3の(3)に基づきまして、議事録署名人として小林委員、鳴海委員、お二人お願いします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、本日は定足数ぎりぎりです今しておりますので、審議事項が終わるまで皆さんひとつおつき合いますようお願いしておきます。報告事項のところだったらよろしいですけど、一応多数決でご承認いただかなきゃならないようなこともあろうかと存じます。どうぞ何分ともよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題の1番、経過報告がございまして、①と②とございます。まずこの①の方、委員会提言の一部追加について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

○三輪委員長

ありがとうございました。

今事務局からご説明していただきましたようなはしがきを、「はじめに」、これは前回ここでおまとめいただいた提言の前に、扉のところにつけようということがございます。実は、前回の提言はいきなり本文にだつと入ってしまうもので、裸のままなので、帽子をやっぴりかぶせた方が、いろんなことで後々お使いになるときに、この委員会ではこういうふうな、要するに基礎になった考え方なり、ここでずっと運営してきていただいた流れのことを一応書いて、頭につけておいた方がよろしかろうということをお考えまして、中身はここでずっと大体委員会として足並みをそろえてというか、いろいろなご意見は実はあったわけですが、その一番流れの中心のところはこういうことだったということをおまとめさせていただいたので、特別に新しいことをつけ加えてないつもりでございます。

そして、恐らく提言をしたときに、例えばプレスインタビューがありましたら、私委員長としては多分こういうことを前置きにあの時点でしゃべったであろうということが述べられておりますので、これをつくって、改めてまた委員会でお諮りしてということもちょっと仰々しいので、一応、委員長代理と部長さんにご相談して、こういう中身でつけたらどうかということはお了解をいただいて、こういうふうにやらせていただきました。ひとつ何分ともよろしくご承知いただきたいというのがこの案件でございます。

多少座りがよくなったんじゃないかと考えております。

特にご質問などないようでございますので、これはこういうことで報告、きょうは事後の報告でご了承いただいたということで先に行かせていただきます。

それでは、経過事項の2番。

(事務局説明)

○三輪委員長

ありがとうございました。

パブリックコメントでいろんなご意見をいただいておりますが、これを中心にした論議はきょうの会議の後のところで、今後の景観施策の見取り図を、大阪市の方ではこういうふうにつくってこういうふうに展開したいんだというお話がきょう後で議題の中でございますので、それをめぐっての論議の中で、また随時これを取り上げて、いろいろご指摘いただければと思いますので、一応これが本日の会議の資料として受け付けていただいたということで、先へ行かせていただきます。

そこで、本日の議題の審議事項の①と②に移らせていただきたいと思いますが、実はちょっとだけお断りしておきたいんですが、①の方が景観施策体系の見直しについてでございます。先ほどの、今後の予定として景観計画の策定というのが、作業課題が一つ市の方でございます。それから、もう一つは景観施策と、それから条例を制定という、それが今年度内の作業課題として当局がお持ちになると。そういう作業全体を含めてどういう見取り図をつくるかというのがきょうのご相談でございまして、前回の提言は方向づけだけをやっていた。その方向に沿いまして、今どういう見取り図を持ったらよろしいかというのがきょうの原案でございます。それをいろいろご審議いただきたいと思うんです。

そのときに、ちょっとお断りしておきますが、審議事項の②としてその他と書いてございます。これ、形式はその他となっておりますが、内容的には実は大事なことなんです。実は現行の市の景観条例の中で枠組みがあって、それからその中に私どもの委員会も位置づけができております。それから、今回の景観法というのは、景観法ができて、政令、省令等ができて、それから改めて大阪市条例をおつくりにならないと景観法というのは動かないようになっております。その枠組みで景観計画などができるわけですが、その分は、ちょうど私ども市条例に基づいて設置されている委員会と、それから新しく法令に基づいて恐らく所管しなければならないような事柄等は、ちょっとひとつ離れて

おりまして、こちらの山が一つあって、向うの山がもう一つあるというようなことになる。

その分につきましては、これはお医者さんのあれでいきますと、向うの山についてはセカンドオピニオンを求められてるというのが我々の立場であろうというふうに考えております。こちらの市条例は既に仕事の範囲決まっておりますから、今の現行条例をどういうふうに改正してどういうふうに仕事をしていったらいいかというのは、すり合わせをどうするかというのは我々が意見をちゃんと申し上げるべき事項なんです。ところが、景観法の関係のところは、まだ全く白地のままでございまして、どこが面倒を見るというのがないわけです。大阪市の組織の中でもないわけで、患者さんでいきますと、最後の診断書のところが都市計画審議会がちゃんとお決めになると、そこだけ決まっております。あとは白地です。白地のところを放っておくということもできませんし、私どもの大阪市の都市景観に関してはいろいろご意見を申し上げる立場に我々ありますので、自分たちのちゃんと守備範囲の決まってるところはちゃんとした意見をまとめさせていただいて、景観法でまだ白地のままのところは、我々としてはセカンドオピニオンとして意見を出したいと。セカンドオピニオンのところ、いきなり我々の議題として直接扱うのはいかなものかということで、その他関連事項というタイトルにしてございます。これが一つ、そういう扱いで、2種類のことを同時にやっていただくわけです。

ただし、内容的には、これは不可分の関係にございますので、今からの論議は1番と2番を一緒にやらせていただきます。そして同じ、例えばマトリックスの中でも同じ図表の右と左に分かれて書いてあったりいたしますけれども、一体のものとしてご論議いただくと。最終的には、いろいろご意見をいただいて原案を多少修正した形できょうの結論が出るかと思いますが、新しい景観法令に関する部分については、これは参考意見であると。現行条例に基づく関連部分は、これは我々のここの委員会の意見であると、そういうふうに分けて読んでもらいたいということを頭を書いて、そして今日の結論を記述しておくような形にでもしたらと思っておりますが、具体的には事務局にお任せしますけれども、そういう趣旨で、景観施策体系の見直しということの中に、現行条例の分と景観法絡みのこととございますが、景観法絡みのことは2番のその他の方にカテゴリーとしては分かれて入るということを念頭に置いていただければ大変ありがたいということでございます。

ちょっと前置きが長くなりましたけど、そういうことで2つ同時にやらせていただき



ます。それでは、よろしゅうございましょうか。

それでは、資料の3番からあとずっと、議題の関係の資料を説明してください。今回はかなり具体的な見取り図をつくって提示していただいております。

(事務局説明)

○三輪委員長

ありがとうございました。

ただいまご担当の方では、こういう要するに見取り図を持って、今お抱えになってる建築計画の中身を詰めていく、全市にかけける建築計画を詰めていくということと条例の制定ということと、とりあえずの最初の作業目標として、歩き出したいけどこういうことでよろしゅうございましょうかと。それから、パブリックコメントのいろんなご意見だとか、それからきょうここでご審議いただいたいろんなご意見、またご助言をいただきたいと思うんですが、それを参考にして要するに歩き出したいということでございますが、何か特にご意見なり、あるいは今までの説明についてのご質問などございましたら、しばらくの間それをやらせていただきたいと思います。あるいはエールを送っていただいても結構でございますが。あるいは、ちょっとここ心もとないよというようなところはひとつずつばご指摘いただきたいと思います。

きょうは特にどなたとこちらからはお名前を言いませんけれども、ご遠慮なくいろいろアドバイスをしていただきたいと思います。それから、専門委員の先生方もどうぞ遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。

部会長さん、まず皮切りにちょっとひとつ。これはちょっと指名させていただきますけど。

○増田委員

資料の4が出てきたものですから、大分全体的な具体的像というのがかなりわかりやすくなってきたのかなという、これが従来なかったものですから、なかなか全体としてどこをどう変えていくのかということがわからなかったものですから、これで大体、まず平成17年度末の段階と18年度以降どういうところを充実させていくかということの状況がよくわかりましたので、ぜひともこれを進めていっていただきたいと思うわけですが、市民さんからいただいているパブリックコメントの意見、これは非常にもっともな意見がたくさん出て、多分これ読んでも、景観計画の充実というあたりについてかなり市民さんが期待されてるというふうな部分と、もう一つはやっぱり市民参画の

あたりの住民提案制度の活用であるとか、あるいは景観協議会の部分であるとかいうあたりをかなり充実して展開してほしいという市民さんの意見、ひしひしとわかりますので、これは心して、第2段階の景観計画の充実ですね、ここの部分をきっちりとやっていく必要があるというふうなことを改めて認識させていただいたという、ちょっと感想めいた話ですけれども。

その中で特に、余り議論が出てこなかったのが、新規施策の中の一番上の「良好な景観形成の進め方の検討」という、多分これ手続論を少し条例の中で書いとくというご説明があったんですけれども、これはまだちょっと具体的にイメージできなくて、きょういただいてた景観計画の中の8ページの「景観形成方策の方向」の「景観計画の充実」という、このあたりをもう少しきっちりとロードマップ的なことを条例に位置づけるというような理解でいいのかどうかというのを少し教えていただきたいんですけれども。

○事務局（阿部課長代理）

今事務局で考えておりますのは、資料5のダイアグラムで、一点鎖線で囲っておりますが、こういう幾つかの施策を兼ね合わせて具体的に景観計画を進めていくというような、手順を定めるという規定を条例で定めて、その具体的な手順については当委員会にお諮りして、こういう進め方をしていきたいということを、アクションプログラムというところとちょっと言葉が、そこまでできるかどうかわかりませんが、ただ言ってるだけではなくて、具体的に進める手順をまたちゃんと決めて、目標を設定して、着実に実現できるような進め方をこの場でご議論いただくようにしたいと思っております。

○三輪委員長

はい、どうぞ。

○鳴海委員

皆さん考えてるうちに先に少し時間稼ぎで。

非常にわかりやすくなって、こういう格好で進めていくというのは、基本的に非常にいいことだし、その線で進めていただければいいと思うんですけれども、これから何が問題になってくるかというのをちょっと先取りして発言したいと思うんですけれども、大阪市の景観をどうとらえたらいいかという研究レベルの関心があるんですね。例えば市民がどう思ってるんだと。それから、実際の地域の特徴がどうかという、そういう研究者レベルで景観をとらえることと、それから行政的なレベルといたらいいでしょ

うか、例えば地域の市民の方々がそれぞれの地域の景観づくりに関与して協働していくという、そういうレベルのお話があって、その中間に、例えばこういう委員会とかがあって、どういう方向がいだらうとか、議論して進めていくという、そういう3つのレベルが多分あると思うんですけれども、それぞれが結構難物ですよ。この広い大阪全体で、研究者的レベルの関心で基本方針を考えるという……。

じゃ、どうやって調査するんやとか、例えばもっと区別にやった方がいいんだとか、あるいは我々自身も現場にも行かないで、例えば委員会で大阪ってこんなんやとか、そういうことで議論を進めるという、そういう方向もあるんですけれども、俎上に上ってくる景観計画のスケールが一体どうなっていくかということが難しいところで、従来のように、例えば都心とか臨海とか際立ったところだけを当面やっていこうと、それはわかりやすくいいですよ。そうすると、そこだけ見ればいいから。今度全市っていうでしょう。全市ってどうやって見るんかといったら、区別にいくのか、あるいはいろんな都市のイメージ構造があって、そのイメージを住民のいろんな調査で描き出して分析して、そこから得られた大阪の景観構造というものを手がかりに進めていくという、こういうやり方はオーソドックスでいいと思うんだけど、そういうやり方すると市民の方が余り関心持たなくなる可能性があるんですよ。「あ、学者さんがやってる」とか。それではちょっと困るし、そのスケールをどうやって考える俎上にのせていくか、その辺がなかなかいろいろ考えないといけないところを含んでるかなということでもまず皮切りにしたいと思います。

○三輪委員長

今ちょうどご指摘があったので、きょうの議題の報告事項の①ですね、これに今ご担当の方で、とりあえず今こういう調査から手をつけてるんだというお話があるので、それをちょっとしゃべっていただきませんか。

それから、資料の5で、一点鎖線で囲んである真ん中の段取りをとどうするかという話の一番左の肩のところの一つ枠があって、ここに「地域別景観特性調査」という項目がございまして、これがきょうの報告の2番の、これのことなんだそうでございます。だからちょうどご指摘あったんで、そこを繰り上げてやってください。

(事務局説明)

○三輪委員長

ありがとうございました。そういうふうなご調査を今、これから動いているそうでご

ざいますので、情報としてひとつご参考に。

もう一つ、モニターの調査の結果があるので、ついでに、これもやっぱり大事な計画情報のデータソースの一つだと思います。ピンク色の表紙の冊子がお手元にあるかと思っています。これどうぞ。

(事務局説明)

○三輪委員長

ありがとうございました。これもご参考にさせていただきたいと思います。

どういうご意見でも結構でございますが、なるべくたくさんきょうご意見いただきたいと思っています。

どなたとは申しませんが、専門委員の先生どなたか、少し元気のいい発言をしてくださいませんかでしょうか。どうぞ。

○嘉名専門委員

先ほどちょっと鳴海先生がおっしゃったこととも関連するんですけども、多分大阪市の景観の現況調査みたいなことをしていくと、ある程度こういうまとまりがあるんじゃないかというようなことはわかってくると思うんですね。それは多分、今後景観計画を詳細化していくときの一つの大きな手がかりにはなると思うんですが、一方で市民の参加というような仕組みもあって、やっぱり、この町内やったら非常に意欲が高いんで、ここは景観計画やりたいと思ってる。だけど隣の町はまだちょっと意見がまとまらないというようなケースも往々に想定されると思うんですよね。そのあたりはまだ具体的な解決策というのは見えてこないと思うんですが、まずはこの現況調査で少し大阪の景観というのはどういうふうなものがあるのか、あるいはどういうまとまりとしてとらえられるのかということを一応は押さえておきたい。ただ、それがイコール景観計画の区分けにはダイレクトには結びつかないかなというふうには思っています。そのあたりもう少し検討の余地があるかなというふうには思っております。

もう一つは、市域全体の位置づけですね。今、景観計画というのは市域全域でかける方向であるわけですけども、大阪市全体の景観像みたいなことをもう少し詳しく書き込めるといふか、そういうものが要るのかなという気もしてますし、それが入るとしたらどこになるんだろうかという議論も少し要るのかなというふうには思っております。

以上です。

○三輪委員長

ありがとうございました。先生は資料7のご調査やったださるわけですね。今抱負を語っていただいたという感じ……。

別に順番どおりじゃなくても結構ですけど、どうぞ。

○小浦専門委員

まず、パブリックコメントで指摘されていることに対してどういうふうに対応されていくのかということは、念のため確認させていただきたいなというふうには思います。その中で、さっき増田先生もご指摘ありましたように、協議会の位置づけとか、あるいは提案制度といった地域からの取り組みに対して積極的に対応するという方針は明確に出してもいいのかなと、そういうことが一つあるのかなというのはパブリックコメント読んでいて思いました。

もう一つ、パブリックコメントで言えば、行為の基準のところの判断ですね。そういうところに対しての不安というか、よくわからないというのは幾つかたくさん指摘が出ておりますので、そういったところは、一体今回何を目的にやるのかということが明確になれば、ご理解いただけるところもあるんじゃないかというふうに思うんです。

そういう意味で、今2つの点についての意見ですけれども、まず協議会ですけれども、資料3で、景観協議会は景観計画区域内ですので、一応それは資料的にはそうしといった方がいいと思います。つまり、なぜ景観計画を全市的に今回つくろうとしてるかということの一つには、そういった景観協議会といったような協議の場の設定を法定の中に位置づけるということにおいて、地域のそういった取り組みを景観形成の中にちゃんと位置づけていくという趣旨があって、少しあいまいかもしれないけれども、テーブルにテーブルクロスを広げるというか、地域からそういった動きを取り込んでいくという場の設定の可能性を市域で持つという一つがはっきりすれば、ちょっとぐらいは、目はつぶってくれへんと思いますが、なぜ全市するかということの大きな意味もあるのではないかというふうに思います。それは同時に、提案制度についてどう対応していくかということの説明することにもなっていくと思います。つまりそれは、それぞれの地域の提案を受けていくというようなことに、今度、全市にかけるわけですから、あとはその中の切り分けになってきますよね。ですから、そういうところがわかりやすく伝えられればいいんじゃないかなというふうに思ったのが一つ目ですね。

それから、行為の基準のところのいろんなことが書かれていることにつきましては、私自身、今回大規模を対象にするというのは、ある意味で全市の中の大きな変化を一定

とらえておくというか把握して、必要なところがあれば調整するという、そういうところがあって、ある種の激変緩和とまでは言いませんが、激変把握みたいなどころがあると思うんですね。それに対して、地域ごとのルールづくりというのは、もう少し積極的な景観形成であったり保全だったり、あるいはどんなまち、どんな環境にしていくかという、割と地域づくり、まちづくり的な、そういった中での景観の行為の基準ということになっていくかと思います。

ですから、そういった意味での対象の建築行為を限って、あるいは何らかの行為を限って全市の中でやっていくことの意味と、それから面的な地域の中で景観づくり、まちづくり、地域づくりをやっていくときの位置づけということ、そういうことがはっきりわかるように伝えられていれば、もう少しパブリックコメント出てくることに対する答えにもなっていくかと思いますので、その辺も配慮してどういうふうに対応されていくかということについて、少しよろしければご意見お聞かせください。

#### ○三輪委員長

ありがとうございました。今のお話の前半は、例えば景観協議会って、何かでき上がる寸前まで何もなしでいきなりぽんと設立総会か何かでできるんじゃないなくて、例えば準備段階で、景観協議会準備会みたいなのがちゃんと条例か何かに位置づけがある程度あって、だんだんに形ができていって、それが成長してくるといって、何かそういうことも例えばどこかに書いてあってもいいというような、そういうご趣旨の提案と受けとめていいですか。

#### ○小浦専門委員

やり方は多分いろいろあると思うんですけれども、要は景観計画区域内で景観協議会できると、ちょっとこれは逆転してる、制度的にここは非常に使いにくくなってしまってる場所かとは思いますが、本来景観協議会でいろいろ議論して景観計画をつくるというのか形としては美しいのかもしれないけれども、制度自体が景観計画区域内の中での法定景観協議会ですので、むしろ今回はさっと広げて、どこでもそういう場を設定していくプロセスをつくっていくという、そういうことを明確に伝えていく、市民の方々に伝えていくということが重要だと思います。

#### ○三輪委員長

今お話伺ってて、例えば土地区画整理事業なんかでも、いきなり組合ができてというんじゃないなくて、準備段階ですっとオーソライズしていく、長い時間のかかるプロセスが

ありますから、それがちゃんと法制上位置づけができてくる、そういうこと。景観でもそうでしょうね。ありがとうございました。

○増田委員

それに関連してよろしいですか。それは、例えばこの4ページのところでいうと実施条例の方の新規施策のところに、「市民等の自主的な取り組みへの支援」というふうな枠組みが提案されてますけれども、今の話でいうとそういうこともこの枠組みの中に位置づくというふうに考えた方がいいんでしょうかね。資料4のA3の条例のところで、新規施策のところに「市民等の自主的な取り組みへの支援」という、これなんかも今協議会の前段階をどう育成していくんかとかいう……

○小浦専門委員

そうですね。そういうのも場を……。だから協議会というのを組織として見るのか、ある種の場の設定ですよ。地域の中で考えていく場の設定を協議会という名前のもとで関係者が入っていくような、その場の設定を景観計画区域内でやっていくことができるという、そういうふうな運用の考え方ということもあると思いますので、それを支える支援施策として、条例の中でそういう助成的なものとか、専門技術、情報サービスのなものも含めて位置づけていくということがあるんじゃないかと思います。

○三輪委員長

今お話承りながら連想したのは、再開発準備組合とか土地区画整理の準備組合と随分ありますね。世の中にそういうものが。時間のかかることはやっぱりだんだんに、卵からサナギになって、サナギから成虫になるというので、長い時間かかるから、やっぱり何もなしに任意のあれがあって、いきなりある瞬間に組合成立するということはちょっと、そういう形にはならず、だんだんに成熟の度合いを上げていくというようなことの工夫が例えば仕組みの中にあっていいなと思いつつ伺ったんです。ありがとうございました。

ほかの委員さん。どうぞ。

○田端委員

なかなか全貌が理解できなくて困ってるんですけどね。大きな景観をコントロールしていく2つの方法があるという感じの記述があって、一つは大阪市の担当部署がリーダーシップを持ってやっていこうという話があります。それと、今おっしゃてるような景観協議会、地元からの準備機関に働きかけるというふうな感じ、2つ書いてあったと思

いますが、担当部署は頑張っていて、大阪市がリーダーシップをとって景観コントロールするという方法として大規模建築物をコントロールというのが一番やり方としては理解しやすいんですけども、一つはこのことについて、パブリックコメントの中で3ページ目の一番上のあたりに大規模建築物の制限という対象ですね、これをもっと小さく、敷地規模とか、500平米にした方がいいとかいうふうなことがあって、僕もこれはそういう必要があるんじゃないかなという気はちょっとしてるんですね。それは、例えば都心地域といいますか、それに近いところでは、今現行のような数字のものでいいのかもしれないですが、もう少し都会へ入っていくと対象例が減ってくると思うんですね。そうすると、外側の地域を市のリーダーシップのもとにきちんとコントロールしていくという話が余りできなくなるというふうなことがあるので、それは例えば2段階にやってもいいと思うんですね。ゾーニングみたいなことを考えていって、このエリアではもっと大規模建築物の対象の規模を下げるというふうな形でもって実効性を上げていくというふうなことも検討されたらいいんじゃないかなと一つあります。

それから、景観協議会というのが、これがなかなかよくわからなくて、いろんな意見、今協議会立ち上げてやりますと、いっぱい出てきてわーわーとしゃべってということになるんだと思いますが、それで、具体的にはどういう方法、どういう手段でもってその地域の景観のコントロールをするのかということがよくわからないんですね。例えば、それは市に対して要望するだけでは、それは全くしょうがない話なので、そのあたり、どういうふうにして景観協議会でいろんなことを考えて、そしてどういうことをやれば目標に沿ったような景観形成にするのかというあたり、筋道をもうちよっとわかりやすく説明された方が私もわかりやすいし、市民もわかりやすいんじゃないかと、そういう感じですよ。

○三輪委員長

ありがとうございます。特に念入りに何かこしらえらるといったらどのあたりになりますか。今先生のおっしゃった……

○田端委員

エリアの話、例えば大規模建築物でゾーニングをしようというふうな話になるとすれば、環状線の中と外側ぐらいに分けて、少し対象の規模を変えらるとかいうふうな話になるんだろうと思いますけど。

○小浦専門委員



田端先生のご質問とつながるところもあると思うんですけど、今大規模の基準というか、大規模の届け出を受けるというか、届け出して見ましょうという話ですよ。それはやっぱり、その市街地に対する大規模の影響というのが都心部と周辺で違うので、やっぱりそれぐらいは分けたらいいんじゃないかという先生のお話ですよ。それと、もう一つ先生おっしゃられたように、物すごく小さいエリアとか、まとまりの中での計画をどうつくっていくかという議論ありますよね。そのときの景観形成をどうしていこうかということ、どうしてもそれぞれの地域ごとのルールだったりとか基準だったりとかをつくっていくことになりますよね。それが多分資料6のイメージかとは思いますが、そのときに、そういった地域ごとであれば、その地域のルールに対して全部届け出してもらいたいなことも必要になってきますよね。そうしますと、今限定して市域全体でやってることを地域ごとに変えなきゃいけなくなってくる。そういうことが比較的柔軟に運用ができるような仕組みにしとく必要がすごく大事だと思うんですけど、その辺のことを条例での位置づけになってきますので、うまく組み立てをしておいていただける必要があるかというふうには思います。

○三輪委員長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○岩井委員

今のお話も兼ねてなんですけど、地域別景観特性を今調査なさってるということも含めてなんですけど、実はこのペーパーの、資料5には少し第1段階、第2段階という多少の時間軸が入ってるんですけど、ほかのものに全部時間軸がないんですね。このタイムラグがすごく、どう処理するのかなというのが理解できない。

というのは、今まで大阪市の景観、この10年よくなってきたという結果があつてあれなんですけど、今までの大阪市の景観をよい、悪いという脈ですれば、御堂筋の辺が一番高くて周辺部へ低くなっていく富士山型みたいな感じがあるかなと思うんですけど、最近の、今度、景観ってある意味では社会経済情勢をすごく受けるので、ここ本当に二、三年ぐらいだと思うんですけど、意外と、今まで準工みたいな感じで、スレート工場みたいなのがたくさんあったような周辺部で、びっくりするようきれいな中高層マンションが建って、周りは緑化されてるわというので、明らかに富士山型じゃなくてすごいでこぼこ型になってる。そうすると、調査をした段階の地域の景観特性というのと、あ

っという間に変化が出てしまうという、このタイムラグを、すべての部分でタイムラグをどこで吸収するのか、この資料4とかでも見えないんですね。

さっき激変という言葉が出ましたけど、現実が激変なんですね。現実の景観が激変で、周辺部は悪いよと言ってるうちに、都心部も周辺部を見習わなければというようになりそうな感じなんで、その辺がどうも理解できない。実質したときに、追いかけてこというよりか、とても混乱するのではないかと。それが無いんで、もうひとつよくわかりにくいのではないかというふうに思うんですが、そういうことです。

○三輪委員長

ありがとうございます。これ大事なことだと思います。

○鳴海委員

同じことになっちゃいますけど、景観をどうするかという3つぐらい方法があると思うんですけど、一つはよく言う景観形成というやつですね。それは景観像があって、その目標に近づけていきたいという意味の景観形成で、それは2種類ありますね。例えば北ヤードどうしようとか、それと、例えば平野をどうしよう。これもどっちも目標像があるんですよ。もう一つは、保全型のやつがあって、例えば西宮に地区計画でマンションおさえないといけないとか、ああいうたぐいのやつは悪くならないようにという保全型、それも景観形成と呼ぶんだけど、そういうのがあって、もう一つは、これも守り型、景観形成といってるけど、守るという、悪くならないようにしておきたいという保全型が、もうちょっと普通の、今言った西宮地区計画の保全型と平野の保全型ってちょっと違うんですよ。そういう特徴は恐らく分析をすると出てくると思うんですけど、一番気になるのは景観の激変で、激変の一番は超高層住宅とかいっぱい出てくるわけですね。そういうのは地区特性なんかやられてられないわけですよ。見えるから、ばーと。

そういうやつを仕分けて考える方策を景観計画でねらうかどうかというのがあって、例えばサンフランシスコの景観計画はそういうのをねらって提案したんだけど、議会をつぶされて実現してないとか、だから結構地区の人でいろいろ議論してこつてりと景観を考えていくという、そういう非常に市民参加型の景観づくりと、それもいいんだけど、それはそれでどんどん進めていかないといけないんだけど、勝手に建ってくるやつは、用途とか、要するに用途地域とか、そういうのと関連性があるって、今のところ裁判したら負けるぐらい言いようがないわけですよ。そういうのを景観計画がどう考えるかという、市民の関心のほとんどはそこにある可能性があって、それを逃げておいては……。

だからここに、パブリックコメントの1番の3つ目にある「矛盾だらけの都市計画を見直すよい機会」って、これは正論やね。どうしたらいいんだろうって、悩ましいところ。

○三輪委員長

いろいろご指摘ありがとうございました。

ここらで、今の段階でご担当の方はその辺はどうお考えでしょうか。ちょっと一遍聞かせてください。

○事務局（阿部課長代理）

まず、パブリックコメントの対応につきましては、1月にいただいているご意見については、市の考え方をとりまとめて公表する予定でございます。あわせて、素案でまとめる景観計画ですとか、あとの修正についても反映できるところは反映したいと、第一次段階の今回の内容で反映できるものと、それから、先ほどご説明しました次回まわしといいますか、今後詳細化する中で対応するといったことも含めて、市の見解をまとめて案を修正していきたいと思っております。あと、条例についても、方針だけでなく具体的に条文をつくっていきますので、その中に生かせるものを取り込んでいきたいと思っております。

それから、特に取り組み支援のお話ございましたけれども、今の市条例の中では協定をつくる規定はありますけれども、おっしゃってた助走段階、協定をつくるまでにどうするんだというのは規定がございません。特に地域の組織化が本当は一番難しいように感じておるんですが、そこになかなか今まで取り組みが難しかったわけですが、何らかの手だてを今後考えられないかなという趣旨で、そういう規定を設けてはどうかと思っております。

ただ、財政上非常に厳しいところがありますので、なかなか資金的な援助というのは難しいと思っておりますが、アドバイスですとか人的な助言ですとか、あるいは景観整備機構という仕組みもありますので、なりたがっている方もいらっしゃる、お問い合わせもございますから、そういった行政以外のところ、民間のノウハウのある組織も活用するか、とにかくできることを考えたいというふうには思っております。

あと、大規模の対象について、段階的にエリアを区分してというのはおっしゃるとおりだと思いますので、先ほどの超高層マンションといった問題もありますが、どういうくくりで、どういう範囲を具体的にやっていくかというのは、本当に待ったなしではございますけれども、考えていく必要があると思っております。その時間軸が表現されて

ないというところ、すぐにいつまでにというのを決めることはできておりませんが、先ほどの取り組みの具体的な手順を決めたいというところの中で、もう少し議論をさせていただけないかと思っております。

○三輪委員長

ありがとうございます。

何かまだ今の話も含めて何かアドバイスがございましたら。

小林先生、どうぞ。

○小林委員

ちょっとこれはきょうの集まりの中でだれに何を言えばいいのかがよくわからなかったので、特に大阪市に対して言うということじゃなくて、景観という言葉を使ってかわる仕事をしてる人たちが景観というものをどう見てるのかということと……。今度大阪市全域にしましたよね。それと景観法という法律ができたという……。私はこの法律都市計画行為の中で、土地使用まで含まれるような権利を制約していくという、そういう時代に入ったということの意味をやはり市民が、私も市民なんですけれども、どういふときに感じるのかというとき、所有権はだれのものなのか、こんなところにこんなもの置いてていいのかとか、こんなものつくっていいのか、やめなさいという、その時代に入った、ある意味では市民同士の中のコンフリクトも出てくる、それをきちっと調定していくというか、調整していく能力を求められるし、そのためのルールをつくらなきゃいけない時代であると、そっち側の方に私はずっと目を向けてるんです。

それで、今回どういう話が一番自分が言いたいのを説明できるかなというとき、市民モニター報告書ありますよね。その7ページ目の問6というものがあります。「景観を構成する要素には様々なものがあります。その中で、美しい都市景観の形成を妨げるのはどのような種類のものだと思われませんか」という、ここが一つのキーポイントになると思うんです。私は大阪で、今はそうでもないんですけど嫌だったのは、ちょっと外れたとこだと落書きやら放置自転車、それから違法駐車、そういったものは当然景観を阻害してるんですけど、そんなこと言ってられないというようなところがある。これが全部今度景観の対象に私ははっきりなったなという意識を持っています。ですので、そこで嫌な看板があると。それを取り下げたいというようなことを市民から要望があったときに、行政はどうやって対応するかが日々の仕事の中で出てくると思います。

ですから、そのときにきちっとした考え方を持っていないと、とても裁判で負けちゃう

から、どういうことから始めなきゃいけないかという、まず安全とか安心とか、そういう日常の生活を普通にしていくレベルのものを確保していくために、阻害要因になっているものは何か。まともに歩けない歩道で自転車にはねられたとか、そういうことはやっぱりなぜ起こったのかという、放置自転車と看板が原因であった。そういうところからまず本来なくさなきゃいけないはずなんだけど、これまでの景観という、いいところ探しをやって、そこをどれだけみんなに教えなきゃいけないかという、保全とかそういう意味ではあるんですけど、やはり大阪の中で、パブリックコメントの中で大阪らしいというのとは何かといったときに、らしさと、ネガティブな、人の安全とか安心を阻害してるものまで大阪らしいということは許されるべきで私はないと思ってるんです。

ですから、アメニティとか美しさという言葉は非常に抽象的に起こりますけど、わかりやすいのは歴史とか文化を持ったもの、景観資源ですずっとこれまで条例でやってきたものはわかりやすいんですけど、やっぱり景観法で人の権利を制約していく時代に入ったときには、やはりベースとなるキャンパスですよ、そこのところを全市的にまずクリアにサーベイして、どんなところが嫌だという生活阻害要因が多いのかと、それをまず一回行政は義務として私はやるべきだと思うんです。なぜなら、そこが一番日常生活の市民の普通の落ち着いた安定した生活をやっていくために必要な景観というものが何なのか、そこのベースをやるために全市的に広げたということは物すごく意義があって、みんなが注目する高刺激なものをいっぱいつくれという……。

私ちょっと一番気になった言葉があったのは、白い資料1の7ページ目の景観形成の基本的な目標の中に、ちょうど真ん中に「都市全体に調和のとれたアメニティ豊かな」はいいんだけど「積極的に創造する必要がある」という、この積極的に創造ということはどういう行為として、建設行為に思われると全然違うんじゃないのかなと。私は、ある意味では、なるべくつukらないということはどうやって自分らができるかということが、今の時代から先には求められる一つの景観のあり方だと思ってる。ということは、目の前でこれはよくない、これは危ない、汚いといったときには何で汚いのかというのは、やっぱり人に迷惑ということはまた難しいんですけど、このアメニティというものも非常に白いシーツのようなもので、洗濯がきいてたレース、白いキャンパスでいいんですよ。それがどれだけあるか。おいしい水、暖かい光とか、そういうものが生活環境の中でもらえるようにしてあげる、そういう環境をよい景観であるというふうになってくるのが一番いいと思うんですけど、そこのところの説明、大阪でやったときどうい

言い方で皆さん説得してるのかなというのがいつも気になって、大阪らしいといたら、僕もグリコやらああいうのは好きなんですけど、あれは決して景観阻害要因ではなくて、いいなと思うんだけど、それと放置自転車というのはペアになるはずもないのに、何か全部一緒くたになっちゃう。

そこら辺をこの機会に、特に地域で調査されるときに、いいところ探しは今までいっぱいやってるから、これは何とかならないんだろうかというような問題を全部大阪市全域で出してくると、一つそこで地域の人との話し合いの中で、自分らでやればすぐ片づく問題が8割ぐらいあるんじゃないかなと。そっち側をよくすることが、大阪の本来のベースをきちっと、落ち着いた、安心できる、生活ができる環境を景観法によって獲得していくというのは、私これからできる一つの都市計画の手法だなと。

基本的には、コミュニティーの視点からまちのデザインをやっていくとしたときに、自分の家の周りで危ないところをなくしたいとか、子供が通学するとき自転車がどんどん走る歩道とか、そういうものがないという、そのときに緑とか、ほかの要因は水とかいろいろありますけれども、落ちるといけないから金網全部張るような、行政の「ねばならない」でやってた仕事というものはどういう評価になる……。一番やっぱり気になるのは、安全、安心で、最後裁判になったときにだれが責任をとるかということ、行政はとりたくない部分もあるから、できるだけガードが固くなっていくんですけど、そこに市民が入ったときに、もっと違ったやり方で、当たり前の水辺空間とか、歩いていける通学路とか、そういうものができるようにしてほしい。そっち側が私の一番大阪にかかわることの意義だなと思ってるので。自分のために言ってるのかよくわからない……。ちょっと長くなりますけど、一回だけいっぱいしゃべっておきます。

○三輪委員長

ありがとうございました。非常に貴重なご意見ありがとうございました。

○中原委員

行為制限の基準に関して、パブリックコメントの中でいろいろな疑問とか不安が示されてますので、これ先ほど小浦先生からもお話がございましたけれども、確かに基準で具体的に書くのが難しいという面があるかと思えますし、また実際には事前協議の中で具体的なことが明らかになってくるんだとは思いますが、できましたらいろいろな基準の趣旨説明、何のための基準なのかということを具体的に、例えばよい例と悪い例を示すとかいった形で、市民に対してわかりやすく示していただけるといいのではな

いかと思います。

以上です。

○三輪委員長

ありがとうございました。具体的なアドバイスをありがとうございました。

ちょっと事務局に質問しますが、きょう大体方向づけについてはご了解いただきたいというのがきょうの議題なんですけど、その次のステップで、ここの委員会に、例えば条例のある程度の輪郭が固まったあたりで、もう一遍この委員会にかかるというようなことはあるんですか、それともないんですか。

○事務局（坊農課長）

今、景観計画について、きょういただいたご意見で、それは検討するところは検討した上で、案について再度検討した上でかけようというふうに思っております。それから、条例につきましても、きょうご意見、かなりパブリックコメント等で方針等についてご指摘を受けてる部分についても当然入れた上で検討して、それで条例改正の方に盛り込んでいきたいというふうに思っておりますが、条例改正そのものについて、案をここでまたお諮りすること、改正する中身ですね、それは考えてはおりません。むしろそれを改正した後で、このチャート、資料5にございますが、良好な景観の進め方の検討というところで、具体の部分について今後地域別の景観形成方針の検討というふうなところで、全市的な景観像、地域別の景観形成方針、具体のところでもいろいろご議論をいただきたいというふうな考え方をしております。

以上でございます。

○三輪委員長

多分条例制定、手続のチャンネルが違うところだと思いますから、ある程度条例になる骨組みだけですよね、まだ。今度はそれをまたどういう形で市民にご理解をいただくような形で持ち込んでいくかというあたりは、また委員会の委員さん方のアドバイスをいただくチャンスが多分あるんだと、次の段階であるんだと思いますが、景観計画について、ある程度輪郭ができたあたりでもう一回腹案を見せていただける、そう理解していいんですね。

○事務局（坊農課長）

景観計画につきましても、今回のパブリックコメントで出してる部分で、これは素案ではございますけれども、それについて本日のご意見をちょうだいして、それで反映で

きるところ等については再度検討させてもらいたいというふうに考えてございます。

○三輪委員長

それでは、もう少々時間がございます。多分15分か20分ありますが、かなり具体的なアドバイスなどございましたら、ひとつお願いいたします。

○岩井委員

景観像とか景観方針とかが出ていくと思うんですけど、資料5に、真ん中あたりに「地域別景観形成方針の検討」のところに、先ほどもお話が出た全市的な景観像ですか、そういうのが書いてあるんですけども、これ結構重要なこと。重要なことという中に、私は法的にはわからないですけど、ビジュアルに見て、大阪市というのは北からというか西からというか来ると淀川を、東淀川区もありますけど、淀川を渡ってくるときに、まちのスカイラインというか全部が見えるんですね。大和川を渡ってくるときに南側やっぱり全部が見えるという、非常に特徴的な景観構成を持つてると思うので、何か全市的な景観像みたいなものが非常にきいてくるのではないかと思うので、かなり今地区別的な話に注目が行っておりますけれども、市域の周辺部から見た市というものをどういうふうに景観像としてというようなことが割と書けるまちではないかというふうに思うので、その辺もちょっと重点を置いていただきたいなというふうに思います。連担してるといいながら、うまく川で仕切られてるといふところが特徴的かと思えます。

○三輪委員長

ありがとうございました。

フェリーに乗って海の方から大阪港に入るといふ一つございますね。それから、生駒の山の中腹からずっと来て、西へ広がる大阪の市街地というのものもあるし、南の方から来るのもいろいろございます。それから、高速道路で松原線なんかずっと大阪見える。四方八方から非常によく見えます。今のご発言参考にして、また考えていただければと思います。

ほかに何か、この際特にご希望などございましたらご発言……。

はい、どうぞ。

○澤木専門委員

おくれきてすみません。

先ほどちょっと議論のあった景観協議会と市民側からとこういう景観法活用にアプローチしていくかという部分なんですけど、やっぱりある程度、市民の側からすると、今



この景観法の枠組みだけでも法律と条例があってわかりにくいんですが、実際の市民の立場からすれば、これ以外にまた都市計画もありますし、協議会つくれといってもまちづくり協議会なのか福祉協議会なのかとか、いろんなやっぱり地域のところで出てくるんで、それごとにチャンネルごとにつくっていくというのもなかなか煩雑で大変になってくるし、合意形成も難しくなってくるので、実際の運用のときには、法律の壁はあるんですけども、やはり市の内部で連携をとっていただいて、うまく市民側の動きをサポートしていただくというようなことが大事かなと思うんですね。

先ほど小林先生がおっしゃられたことも、生活環境の質という話ですと、景観というところにあらわれるんですけども、その根底にはやはりその住み方のルールであるとか、あるいはまちづくりそのものの空間のつくり方というか、そんなところとも関係してきて、景観法だけから切り込めない部分が出てきますので、その辺の市民との間の関係のつくり方というか、市民側が発意で自分たちのまちづくりを考えていくときのチャンネルというか、どういうステップでどんなところに進みながら、地域の協議会的な組織が、この点については景観についてうまく使っていきなさいとか、これは都市計画で地区計画使っていったらいいよとか、割とわかりやすくしてあげることが必要かなと思っています。

もう一つ、資料7の調査の方今とりかかっておりまして、先ほど来貴重なご指摘をいただいていますけれども、一応、大きくは先ほどご説明あったような、市の全体の大きな景観の構造みたいなものをとらえつつ、岩井先生のおっしゃったような視点も多分出てくると思うんですけど、川から見た景観どうかとか、そんなこともとらえつつ、もう一方では、今まではどちらかという御堂筋とか臨海とか、図になりやすい部分の景観をどうとらえるかという発想はやってきてるんですけど、地の部分の、市民の方がたくさん暮らしてはるところのまちがどうなんだというのはちょっととらえ切れてないというところもあって、その辺の地区特性を把握にかかろうかというような視点から今調査に入っております。

放置自転車とかそちらの方までまだ、アクティビティの方まではなかなかアプローチできないんですけども、主には地区の景観特性というか空間構造の根底になっているのが、やっぱりそのまちがどうやってできてきたかということで、市街地利益ということで、スプロールでできたのか区画整理でできたのかとか、そういったところで街割というのが違って、道路の幅でありますとか、街区の大きさが違ってくるので、そういった

部分が一つあるというお話と、それと、先ほど鳴海先生もおっしゃられたんですけど、用途地域、都市計画の方でどういった行為制限、あるいは誘導等でまちをつくろうとしてるのかというあたりで、それも上物に反映してくる。例えば、先ほど岩井先生がおっしゃった、周辺地域で工場がいきなりマンションになってるという、これは割と準工業地域で動きが激しいんですけれども、今のところそういう履歴と用途地域等で割と地区を細かいモザイク状にとらえるような視点から、今GISを使ったりして分析をしまして、そういう中で一定の傾向が、例えば時間軸でいうとこういう場所は次動きやすいとか、そういうのがある程度見えてくると思うんですね。

ですから、いろんな使い方ができるベースを今我々のところで協働で議論しながらつくろうとしてるんですが、現況の特性を見るのにも使えるし、これから動きそうなところ、あるいは、特にこの点に注意すべき地区はここではないかとか、そういうものに使えるような景観特性調査になればいいなと思ってやっておりますので、またこれからもいろいろご指導いただければと思っております。

○三輪委員長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○小林委員

私やっぱり今回だれに聞くかというのが非常に重要だと思うんです。私が大阪の景観ああだこうだと言っても、ほとんどの人がわかってもおもしろくない。そのかわり、私が現在の一人の人間を連れてきて、この人はここに住んで、こういうものを大切にしたいということ、30年とか50年のヒストリーをバックをその人に語らせた場合にはすごく説得力があって、私の役割もすごく明確になるんです。ですので、今回は専門家が自分でしゃべるんじゃなくて、別の人に全部語らせた言葉でペーパーをまとめていく。

例えばでいいますと、私いつも朝早く会う人で、高齢者と外国人がジョギングしてるんですよ。彼は大体いいとこしか行ってない。気持ちのいいところ。その人たちがこのまちをどう思ってるかというのは一つの目安。それと、障害を持った人たちは危ないところに行けないから、車いすとかゆっくり行けて、安心な場所で大切にしている場所をいっぱい持っている。それなら、景観という非常に大上段で抱えるんじゃなくて、その日常生活の中でかけがえのない場所として見てる人との視点を、数の多さじゃなくて、クオリティーを持ってこようと思うと、少ないターゲットの人だけど、それがなくなっ

やうと死んじゃうような人たちの目線から見た大阪の景観を言ってくると、やっぱり余り高い塔の上とか、そういうところには行ってないはずなので、地域で選ぶときに、その中で、自分の動ける範囲が非常に狭いとか、そういう人たちを逆にスポット当てて、その人たちにとっての景観とは何なのかということを一回やってもらえると、今までリードしてた大きな小屋の景観じゃなくて、国の景観というと国宝とかあるけど、大阪はそんなもんじゃないよというところが出てきて、そのこの意義が地域ごとに出てきたら随分違った守られ方とか育て方になるんじゃないかなと思います。

○三輪委員長

ありがとうございました。大事な視点のご指摘だと思います。

大体ひとあたりご意見ちょうだいしましたので、それからほどよい時間になりましたので、きょうの審議この辺でまとめさせていただきたいと思いますが、きょうこの場を出していただきましたご意見を参考にして、そして先へ進めていただくようお願いしたいと思います。

委員会としては、きょうの見取り図を出していただいて、資料の3、4、5、6、これについて委員会としては了承させていただいて、どうぞひとつ先へ進めていただきたいと。

それから、パブリックコメントにつきましても、いろいろこの場の発言でいろんなご指摘がございましたので、それを参考にまたいろんな対応をおやりいただきますようお願いしておきます。

ということで、この会はこの辺で終わりにさせていただきたいんですが、特に何かご発言ございますか。

はい、どうぞ。

○鳴海委員

小林先生の発言で思いついたんですけど、景観問題関連要素集とか、景観問題関連現象とかそういう、これで扱えないかもわからないけど、景観はこういう問題まで派生してるという見取り図を行政の責任でつくる方がいいと思うんですよね。僕らに考えろというんじゃないでなくて、市がどう認識してるかを一度見せてほしいというのもあって、別に嫌みじゃないですけど。

この間中之島の川めぐりのイベントやったときに、要するにブルーテントは永遠に大阪にあるんかとみんな言うんですよ。一時的だと言ってもだれも信用しないんで、じゃ、

ブルーテントがあるように景観計画つくろうかというそういう考えもあり得るんで、ブルーテントを大阪市では売らないとか、そういう言葉で冗談も出てましたので、そういうのもどうしたらいいか考えてほしいなど。

#### ○事務局（坊農課長）

事務局からですけど、今の鳴海先生と小林先生からのご指摘は非常に重要な点だというふうに認識しております。特に私どもも、まちづくりの団体等が言われる景観というのは、小林先生おっしゃったお話もございますし、鳴海先生から、それからいろんな先生方からご指摘受けてるように、広い意味での景観という形に、やっぱりまちづくりというのに等しいようなところになってくるかなというふうに認識しております。

そういう観点もありまして、ここの事務局関係で並んでるところは、少なくとも広い意味の景観ということについての施策展開をしてる局の担当者が集まってきて、その意見を聞かせていただいておりますし、これから多分大阪市としてもまちづくり、いろんな点でワンストップ的な話等々が問われてくるんだろうというふうに、特に景観担当してる私どもとしてはそういう認識を持って、最後に鳴海先生からいただいた宿題は非常に難しい宿題やなという感じがしておりますが、これはこれから市民の方々と接して、これまでも接してきておりますが、そういう中ではそういう問題が常に我々直面してる問題だというふうに思いますので、これは大きな宿題という形で我々としては考えていかなあかんものだというふうに思っております。

#### ○三輪委員長

小林先生のさっきのご発言で、ちょっと私一つつけ加えさせていただきたいのは、時間変化があるんですよ。例えば、お年寄りが散歩をなさるコースの中で、今あそこのお家のあの角のあの木に花が咲いてるよとか、それがあるんですよ、ずっと。その記憶が、非常にまた景観を盛り上げてくれる要素には時間変化がある。季節変化とか。それからお天気の変化もございます。そういうことがありますので、景観というのは、きょうここで出てるのはそういう季節変化なんかの話全然出てこないんで、ちょっとだけつけ加えさせていただきます。

#### ○事務局（井上部長）

大変たくさんご意見いただきまして、メモとるので精いっぱいやったんですが、先ほど来ご指摘いただいておりますように、たまたま私ども事務局、私は前にも言ったかもわかりませんが、公園関係やってた造園、それと建築、土木。事務局、一応土木、建築では

ない、造園が入って3職になったんですが、いろいろいただいている課題というのは非常に幅が広がります。

私、昔ちょっと研修行かせてもらったところでご指導いただいたのは、都市計画とまちづくりは非常に総合社会学ですよと、そういうようなご指摘いただきまして、造園の勉強に行ったけれども、非常に幅広い範囲のことをご指導いただいて、満足な研修ができなかったような。というのは、造園だけではもちろんできないというようなことなんです。

たまたま、幸い大阪市の方は、これは健康福祉から教育からいろいろな部門あります。きょうも関係局の方々出席いただいておりますので、きょうのご意見とか非常に幅が広くて、どこまでこの年度内にできるか、また18年度の方向性でどこまで対応できるかというのは、事務局も精いっぱい頑張っていますので、ある意味では、決まり文句ですが温かいお気持ちで見ていただきながら、成果は成果でどないか頑張っていくようにしたいと思います。ただ、予防線張るわけではございませんが、本当に幅が広くて、私もこの4月来たところですが、どう景観を料理していいかというのがずっと悩んでおるといのが実は現状です。

本日、本当に貴重なご意見いただきましてありがとうございます。また継続して、これはどうですかねというようなお問い合わせをさせていただくかもわかりません。よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○三輪委員長

締め言葉がございましたので、これで閉会いたしたいと思いますが、どうぞ皆さんいいお年をお迎えくださいますように。どうもありがとうございました。

#### ○事務局（坊農課長）

本日、本当に熱心な討議ありがとうございました。今日の20回都市景観委員会は閉会とさせていただきたいと存じます。今後とも引き続き、次の展開がございましたので、またよろしくお願ひいたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。